○振替貨物自動車運送約款（全文三百三十五条）

農総改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送契約等
　第一節　運賃（第三条―第五条）
　第二節　運送の申込みと引受（第六条―第十七条）
　第三節　積付け（第十八条）
　第四節　貨物の受取と引渡し（第十九条―第二十六条）
　第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
　第六節　事故（第二十九条―第三十二条）
　第七節　運賃、料金等（第三十三条―第三十八条）
　第八節　責任（第三十九条―第四十三条）
　第九節　運送賠償（第四十四条―第五十条）
第三章　運送又は附随し等（第五十一条―第六十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当社が、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当社は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当社は、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第二条第二項に規定する港湾運送事業を行います。

4　当社は、倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する倉庫業を行います。

（適用範囲）

第二条　当社の運送をするに際し差出人と締結する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約（以下「運送契約」という。）は、この約款の定めによります。

2　当社は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送契約等

（運送日指定）

第三条　当社は、受付日時を定め、店頭に掲示して又は当社のホームページに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ店頭に掲示して又は当社のホームページに掲載します。

（運送の優先）

第四条　当社は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送をします。ただし、緊急又は特別な貨物の運送をする場合その他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期限日）

第五条　当社は、運送の申込みを受けた際には、次の日数を含まない期間をもって引渡期限日を定めます。

一　申込書の受付日時を定める場合には、あらかじめ店頭に掲示して又は当社のホームページに掲載します。

二　前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ店頭に掲示して又は当社のホームページに掲載します。

（運賃の種類）

第六条　当社は、運送の申込みを受けた際には、運賃の種類及び金額を明示します。ただし、緊急又は特別な貨物の運送をする場合その他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期限の変更）

第七条　当社は、次の事由により貨物の引渡期限日を変更することがあります。この場合には、あらかじめ店頭に掲示して又は当社のホームページに掲載します。

一　荷受人の引渡しの拒絶

二　荷受人の住所又は居所の不明

三　荷受人の受領遅滞

四　前三号に掲げるもののほか、当社の責めに帰すことができない事由

（運送の申込み）

第八条　運送の申込みをしようとする者は、次の事項を記載した運送申込書を当社に提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号及び住所並びに電話番号

二　貨物の品名、品質及び荷造りの方法並びに容積及び重量

三　集貨又は配達先及び荷送人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

四　集貨又は配達先又は荷送人の氏名又は商号（団体にあっては、その名称）並びに住所及び電話番号（当社の一般的な集貨又は配達の場合であって、その名称及び電話番号を含む。）

五　運送の指定期日

六　運賃、料金等（第三十三条第一項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する特殊作業料金、第三十六条に規定する配達前保管料金、第三十七条に規定する代金引換手数料及び第三十八条第一項に規定する配達後保管料金をいう。）の支払方法

七　荷受人の氏名又は商号及び住所並びに電話番号

八　集荷先の氏名又は商号及び住所並びに電話番号

九　集荷又は配達の時間帯の指定をするときは、その旨

十　第六十三条に規定する貨物引換証の交付を請求するときは、その旨

十一　運送保険に付すべきときは、その旨

十二　特約事項があるときは、その記載

十三　本約款の内容について承諾する旨

十四　その他の貨物の安全な運送に必要な事項

2　前項において、当社が運送約款別表第一に定める方法その他の運賃算出の方法を利用する旨の申込みをしたときは、当該申込みに係る運賃算出の方法は、前項第六号の運賃算出方法として当該別表第一に定めるものとなったときは、その変更後の運賃算出の方法となります。この場合において、申込者が、当該運賃算出方法を変更した日から三日以内に当社に対して異議を申し出なかったときは、当該申込みに係る運賃算出の方法は、当該別表第一に定めるものとなったときは、その変更後の運賃算出の方法となります。

（運送の引受け）

第九条　当社が、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送契約を引き受けることができるときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　集貨先又は配達先及び荷受人の氏名又は商号

二　運賃、料金等の額

三　集荷又は配達の日時

2　当社は、前項の運送引受書の交付に代えて、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の運賃及び生鮮の警告）

第十条　当社は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の運賃及び生鮮を見積ることを申込者に求めることがあります。

2　当社は、前項の場合において、貨物の運賃及び生鮮について申込者から説明を受けたときは、申込者に対し、その貨物の受取の時期、場所及び方法について、当該説明を受けた運賃及び生鮮に応じた適当な指示をすることがあります。

（貨物の重量等）

第十一条　当社は、貨物の重量、容積、運賃、料金等の計算上必要な貨物の事項について、荷送人又は荷受人に対し、その申告を求めることがあります。

2　当社は、前項の申告を求めた場合において、荷送人又は荷受人が申告をしないときは、当社の定めるところにより、貨物の重量、容積、運賃、料金等を計算します。

3　当社は、第一項の申告を求めた場合において、荷送人又は荷受人が申告をしないときは、当社の定めるところにより、貨物の重量、容積、運賃、料金等を計算します。

4　当社は、第一項の申告を求めた場合において、荷送人又は荷受人が申告をしないときは、当社の定めるところにより、貨物の重量、容積、運賃、料金等を計算します。

（貨物の受取）

第十二条　荷送人は、貨物の引渡しに際し、運賃、料金等の支払をしなければなりません。

2　荷送人又は荷受人は、貨物の引渡しに際し、運賃、料金等の支払をしなければなりません。

3　荷送人又は荷受人は、貨物の引渡しに際し、運賃、料金等の支払をしなければなりません。

4　荷送人又は荷受人は、貨物の引渡しに際し、運賃、料金等の支払をしなければなりません。

（貨物の引渡し）

第十三条　当社は、荷受人に対し、貨物の引渡しをします。

2　当社は、荷受人に対し、貨物の引渡しをします。

3　当社は、荷受人に対し、貨物の引渡しをします。

4　当社は、荷受人に対し、貨物の引渡しをします。

（貨物の引渡しの拒絶）

第十四条　当社は、荷受人が貨物の引渡しを拒絶したときは、その旨を荷送人に通知します。

2　当社は、荷受人が貨物の引渡しを拒絶したときは、その旨を荷送人に通知します。

3　当社は、荷受人が貨物の引渡しを拒絶したときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当社は、荷受人が貨物の引渡しを拒絶したときは、その旨を荷送人に通知します。

（荷送人の引渡しの請求）

第十五条　当社は、荷送人から貨物の引渡しの請求があったときは、荷受人に対し、その旨を通知します。

2　当社は、荷送人から貨物の引渡しの請求があったときは、荷受人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、荷送人から貨物の引渡しの請求があったときは、荷受人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、荷送人から貨物の引渡しの請求があったときは、荷受人に対し、その旨を通知します。

（荷受人の引渡し）

第十六条　当社は、荷受人が貨物の引渡しを請求したときは、その貨物を引き渡します。

2　当社は、荷受人が貨物の引渡しを請求したときは、その貨物を引き渡します。

3　当社は、荷受人が貨物の引渡しを請求したときは、その貨物を引き渡します。

4　当社は、荷受人が貨物の引渡しを請求したときは、その貨物を引き渡します。

（荷受人の引渡しの拒絶）

第十七条　当社は、荷受人が貨物の引渡しを拒絶したときは、その旨を荷送人に通知します。

2　当社は、荷受人が貨物の引渡しを拒絶したときは、その旨を荷送人に通知します。

3　当社は、荷受人が貨物の引渡しを拒絶したときは、その旨を荷送人に通知します。

4　当社は、荷受人が貨物の引渡しを拒絶したときは、その旨を荷送人に通知します。

第三章　運送又は附随し等

（運送又は附随し等）

第十八条　当社は、貨物の運送又は附随し等を引き受けた場合には、当社が別に定める基準又は運賃に基づいた運賃又は料金を収受し、当社の責任において、これを行うものとします。

（運送装置及び運送用具）

第十九条　当社は、貨物の運送をするために必要な運送装置及び運送用具を用意します。

（運送の順序）

第二十条　当社は、運送の順序について、荷送人又は荷受人から特別の指定があったときは、その指定に従います。

（運送の中止）

第二十一条　当社は、運送の中止の原因となる事由が生じたときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

2　当社は、前項の通知をしたときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の通知をしたときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の通知をしたときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第二十二条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第二十三条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第二十四条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第二十五条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第二十六条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第二十七条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第二十八条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第二十九条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第三十条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第三十一条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第三十二条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第三十三条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第三十四条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第三十五条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第三十六条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第三十七条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第三十八条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第三十九条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第四十条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第四十一条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第四十二条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第四十三条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第四十四条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第四十五条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第四十六条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第四十七条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第四十八条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第四十九条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第五十条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第五十一条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第五十二条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第五十三条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第五十四条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第五十五条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第五十六条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第五十七条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第五十八条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第五十九条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第六十条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第六十一条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第六十二条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第六十三条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（運送の中止の請求）

第六十四条　荷送人は、当社に対し、貨物の運送の中止を請求することができます。

2　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当社は、前項の請求があったときは、荷送人に対し、その旨を通知します。